

阿賀野市規則第25号

阿賀野市財務規則の一部を改正する規則

阿賀野市財務規則(平成16年阿賀野市規則第55号)の一部を次のように改正する。

第85条に次の1号を加える。

- (4) 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付させる収入金の
取扱いに係る手数料 当該収入金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。